

相談

身体障害者巡回相談(完全予約制)

- ◇日時…11月13日(火) 受け付け10:00～11:00
- ◇会場…サン・アビリティーズ一関
- ◇内容…補装具交付(修理)の可否と適合判定
- ◇その他…適合判定または再交付を希望する人は、最も新しい補装具を装着または持参ください。
- ◇予約締め切り…11月7日(水)
- ◎申込先・問い合わせ先…本庁社会福祉課障害福祉係 ☎21-8355または各支所福祉課

高齢者・障害者なんでも110番

- ◇日時…11月14日(水) 13:00～17:00
- ◇会場…いわて県民情報交流センター アイーナ(盛岡市)
- ◇相談電話番号…019-652-9820
- ◇内容…高齢者・障害者とその家族、関係者からの法律、医療、介護、福祉サービスなど幅広い分野の相談 ※相談無料
- ◎問い合わせ先…渡辺・山崎法律事務所 ☎019-604-6321

母子家庭等特別(法律)相談

- ◇日時…①11月14日(水) 10:00～15:00
②12月5日(水) 10:00～15:00
- ◇会場…一関地区合同庁舎相談室
- ◇対象…母子家庭の母子、寡婦および父子家庭の父子
- ◇内容…①主として養育費について②日常生活において困っていることや悩みごと全般
- ◎申込先・問い合わせ先…県南広域振興局一関総合支局保健福祉環境部 ☎26-1415または袖岩手県母子寡婦福祉協会 ☎019-654-9838

お知らせ

児童虐待防止推進月間
「きこえるよ耳をすませば心のさけび」
11月は児童虐待防止推進月間です。

- 皆さんのお住まいの地域の中で、
 - ◆「不自然な傷」「不自然な行動」「不自然な表情」など何か様子がおかしいなあと子どもはいませんか？
 - ◆気にかかる親子はいませんか？
 - ◆近所の人から相談を受けたことはありませんか？
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに通報することは国民一般の義務です。
- 通告した人の秘密は守られます。疑いを感じたら、ためらわずに連絡をお願いします。
- ◎連絡先・問い合わせ先…本庁児童福祉課家庭児童相談室 ☎21-8361または各支所福祉課

地上デジタル放送開始

室根テレビ中継局(室根山)では、11月1日から地上デジタル放送サービスを開始します。大東町、千厩町、室根町で受信が可能となります(一部地形などの影響で受信できない場合もあります)。既にデジタルテレビをお持ちの人はアンテナ調整やチャンネル設定などを行うことで視聴できます。受信方法など詳しくは問い合わせください。

◎問い合わせ先…総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター ☎0570-07-0101(平日9:00～21:00、土曜・日曜、祝日は18:00まで)

地籍調査成果の閲覧

18年度中に市が実施した地籍調査成果の閲覧を行います。期間中に確認ください。

◇期間…11月8日(木)～28日(水) 9:00～17:00 ※土曜、日曜、祝日も閲覧可

◇場所…本庁会議室棟第1会議室

◇調査地域…山目字三反田、同十二神の一部、同向野、同才天の一部、同里前の一部、同立沢の一部、同林

◎問い合わせ先…本庁国土調査室国土調査係 ☎21-8438

木造住宅耐震診断

震災に強い安全で安心なまちづくりを目指すために、市では一定の条件を

満たす一戸建て木造住宅の「耐震診断」を行っています。

◇実施予定戸数…50戸

◇対象となる住宅…市内の木造住宅で、次のいずれにも該当するもの▶昭和56年5月31日以前に新築されたもので、その後増築していないもの▶在来軸組み工法または伝統的工法による一戸建て住宅で、地上2階建て以下のもの

◇所有者負担額…3000円/戸

◇必要書類…本庁建築住宅課または各支所建設課に備え付けの申込書、建築年月日の確認できる書類(建築確認通知書や固定資産税課税明細書など)

◇その他…木造住宅の耐震性向上および耐震改修の促進を図るため「木造住宅耐震改修工事助成」を実施しています。

◎問い合わせ先…本庁建築住宅課建築指導係

第2回景観まちづくり懇談会

景観計画策定に向けて、今回は各地域の景観資源の掘り起こし、保全・活用・継承の取り組みなどについて皆さんからご意見をお聞きするため、地域ごとに住民懇談会を開催します。

◇期日・会場

地域	期日	会場
一関	11月6日(火)	一関文化センター小ホール
	11月7日(水)	本庁2階大会議室
花泉	11月16日(金)	花泉支所東大会議室
大東	11月8日(木)	大原公民館2階大会議室
千厩	11月14日(水)	千厩支所2階大会議室
東山	11月9日(金)	東山支所第1会議室
室根	11月13日(火)	室根支所曲ろくホール
川崎	11月15日(木)	川崎公民館研修室

※時間はいずれも19:00～20:30

◎問い合わせ先…本庁建築住宅課建築指導係

できることからはじめよう！ 目指せ ごみゼロ一関

ポイ捨てごみのない快適なまち一関にするために、まずはできることから始めてみませんか。

- ◇まずは、家の周りの清掃活動
- ◇次は、散歩をしながらのごみ拾い
- ◇たまには通勤通学中にごみ拾い

きれいなまちにするためには、ポイ捨てをしないことはもちろん、ポイ捨

てごみを拾うなどのちょっとした心がけを普段から持つことが大切です。

市民みんなでポイ捨てごみなどのないきれいなまちづくりを推進し、暮らしでも訪れても快適なまち一関を目指しましょう。

◎問い合わせ先…本庁生活環境課環境衛生係 ☎21-8341

ガス器具の取り扱いに注意を

ガス器具を使っているときは、こまめに換気しましょう。

また、不完全燃焼防止機能など安全装置付きのガス器具に交換することも有効です。

◎問い合わせ先…消防本部予防課 ☎25-5911

外国人雇用状況の届け出

雇用対策法の改正により、10月1日から、事業主に対し

◆外国人労働者の雇用管理の改善および再就職支援の努力義務

◆外国人雇用状況の届け出義務が課せられています。

外国人労働者(特別永住者および在留資格「外交」「公用」の人を除く)の雇い入れまたは離職の際、その労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)への届け出が義務付けられます。

また、10月1日現在既に雇用されている外国人についても届け出の対象になります。

◎問い合わせ先…ハローワーク一関 ☎23-4135またはハローワーク千厩 ☎53-2099

農業所得収支計算説明会

「農業所得簡易計算」が18年分をもって廃止となりました。19年分からは農業所得についてはすべて「収支計算」による申告が必要となります。このため、収入や必要経費の金額が分かる書類から日々記録し、科目ごとに年間の集計を行い、これらの書類を保存する必要があります。

この「収支計算」の仕方についての説明会を行います。

◇日時・対象地域

	日 時	地 域
①	11月26日(月)	10:00～11:30 大東 14:00～15:30 東山
②	11月27日(火)	10:00～11:30 花泉
④		14:00～15:30 一関※1
⑤	11月28日(水)	10:00～11:30 一関※2
⑥	11月29日(木)	10:00～11:30 千厩
⑦		14:00～15:30 室根
⑧	11月30日(金)	14:00～15:30 川崎

※1：一関・真滝・舞川・弥栄地区の人
※2：山目・中里・巖美・萩荘地区の人

◇会場

①	大東コミュニティセンター1階ホール
②	東山支所第1会議室
③	花泉総合福祉センター大ホール
④	一関市総合体育館サブアリーナ
⑤	
⑥	千厩支所2階大会議室
⑦	曲ろくふれあいセンター
⑧	川崎農村環境改善センター

※対象地域の日程に都合が悪い場合は、都合の良い会場に参加ください

◎問い合わせ先…一関税務署個人課税部門 ☎23-4207または本庁税務課市民税係、各支所市民課税務係

平成20年成人式

- ◇日時…20年1月13日(日) 12:00～受け付け 13:30～式典
- ◇会場…一関市総合体育館
- ◇対象者…昭和62年4月2日～63年4月1日生まれの人
- ◇申し込み…市外に転出された対象者は、11月15日(木)までに申し込みください。
- ※案内状は、11月下旬に発送する予定です。
- ◎申込先・問い合わせ先…教育委員会生涯学習文化課 ☎25-6594

建築確認・検査の手続きが変わりました

一昨年に発生した構造計算書偽装事件により「建築確認・検査の厳格化」を柱として建築基準法などが一部改正され、6月20日から施行されています。

この改正に伴い、建築確認に要する日数が延長され、建物によっては構造審査のための手数料が新たに必要になります。

建築主の皆さんは、事前に設計者と綿密な打ち合わせを行い、確認申請を

行ってください。また、設計の変更を検討する場合は、工事のスケジュールへの影響について十分留意してください。

◎問い合わせ先…県南広域振興局一関総合支局土木部建築指導課 ☎26-1418

就業体験をしてみませんか

いわてNPOセンターでは、県からの委託により若者の就業体験を企画・運営しています。

「働きたい」「仕事をしてみたい」「自分にできるだろうか」「自信がない」そんなあなたを応援します。20日間(1日当たり6時間)、継続して仕事をしてみませんか。

- 1日約3500円が支給されます。
- ◇対象…35歳未満の求職中の人
- ◇定員…先着20人
- ◇体験先…希望業種があれば相談に応じます。
- ◇その他…体験希望者には事前に面接し、導入研修を受講していただきます(無料)。就業体験傷害保険あり。交通費、食費は個人負担

◎申込先・問い合わせ先…いわてNPOセンター ☎019-653-4211(斉藤)

配偶者暴力防止法が改正されます

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務などを定めた、配偶者暴力防止法の一部が改正され、20年1月11日から施行されます。

- ◇改正の主な内容…①保護命令制度の拡充▶生命または身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てが可能に▶被害者に対する電話、電子メールなどを禁止▶被害者の親族なども接近禁止命令の対象に②配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画策定が市町村の努力義務に③配偶者暴力支援センターに関する改正など

◇その他…内閣府では、配偶者からの暴力被害者支援情報サイト<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>を開設しています。

◎問い合わせ先…本庁児童福祉課児童家庭係 ☎21-8357